

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院における
床頭台リース及びテレビ、冷蔵庫、ランドリーの設置・運営者の公募の公示

令和7年6月1日からの当院内における入院患者（以下「患者等」という。）のための床頭台リース及びテレビ、冷蔵庫、ランドリーの設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することといたしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和7年3月5日

独立行政法人国立病院機構
とくしま医療センター院長 近藤 秀治

1.事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センターにおける床頭台リース及びテレビ、冷蔵庫、ランドリーの設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのテレビ、冷蔵庫、ランドリーの運営全般を実施する。なお、床頭台については当院と別途賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 貸付（運営）期間

令和7年6月1日から令和14年5月31日（7年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準等

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C、Dのいずれかの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有すること。
- ② 法人等を設立して5年以上経過しており、当該事業について各々良好な運営実績が2年以上あること。

※近年2カ年の財務諸表を提出すること。

- ③ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

- ④ 不正及び不誠実な行為がないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）
- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ② 担当予定スタッフの能力
スタッフ数、該事業に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ③ 該事業の運営方針
運営方針・方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該事業運営に対する取組意欲
- (3) 契約方法は公募型企画競争による。
- (4) 運営者の決定方法
- 予定価格の範囲内の見積書（入札書）を提出したものであって、企画書等により評価基準の点数が最も高いものを第一交渉権者とする。
- 予定価格に達したものがいない場合は、再度公募を行う。
- 第一交渉権者との交渉が不調に終わった場合、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉する。交渉の結果、双方が合意した場合に限り契約運営者とする。

3. 手続等

- (1) 担当係
- 〒779-0193 徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1
独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院
事務部 企画課 経理係長
電話 088-672-1171 内線 210
- (2) 説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 令和7年3月5日（水）から令和7年3月21日（金）まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）
 - ② 交付場所 「(1)」に同じ
- (3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法
- ① 登録期限
令和7年3月21日（金）17時00分まで
 - ② 登録場所及び方法
「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限

① 提出期限

令和7年3月21日(金)17時00分まで

② 提出場所及び方法

提出場所「(1)」に同じ

提出方法 持参又は書留による郵送

なお、企画書は9セット提出すること

(5) 開札日時及び場所

令和7年3月27日(木)10時30分当院第1会議室

開札は原則として公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が出席して行うものとする。従って公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が立ち会わないときは、入札執行に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを行うので、開札日の前日までにその旨連絡すること。

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否・・・・・・・・・・・・・・・・要

(3) 企画書ヒアリング・・・・・・・・・・必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口・・・上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は説明書による